

関島社会保険労務士事務所便り

2013年
5月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP: <http://www.srseki.info>



(芍薬)

自転車通勤に駐輪場の確保を義務付け

◆東京都が条例を採択

東京都は、自転車通勤を認めている企業に対して従業員が駐輪場を確保していることの確認を義務付け、自転車販売店に対して道交法に違反する自転車の販売を規制することなどを内容とする条例を採択しました。

こうした条例は全国で初めてで、7月1日から施行されます。ただし、罰則は設けられていません。今後、このような動きが他の自治体にも広がる可能性があります。

◆就業規則に明示がない場合も対象に

また、就業規則で自転車利用を禁止していない企業に対しては、通勤で利用する従業員用の駐輪スペースを確保することも義務付けています。

自転車通勤を積極的に禁止していないと、この条例が規定する内容に抵触する可能性があるようです。

◆事故により使用者責任のリスクも

健康への関心の高まりなどから自転車通勤をする人が多くなっていますが、自転車通勤の実施には、従業員にも会社にも次のようなリスク・負担を伴います。

(1) 交通法規や交通規制に対するリスク

(2) 交通事故を引き起こしたり、事故に巻き込まれたりするリスク

(3) 駐輪場の確保などの物理的な負担

企業としては、まずは自転車通勤を認めるかどうかについての検討が必要です。認める場合にはルールを作っておかないと、従業員が起こした事故により使用者責任を問われる可能性もあります。また、通勤手当の取扱いについても検討する必要があります。

◆自転車損害賠償保険への加入等

現在、自転車通勤を黙認しているような会社では、ひとたび事故が発生してしまった際には、会社にとっても従業員にとっても不幸な結果となってしまいます。

就業規則の見直しと併せて、自転車通勤を認める場合は、保険への加入を義務付ける必要があります。



「健康保険被扶養者資格」の再確認について

5月末から事業主宛て送付

◆健康保険の「被扶養者」とは？

健康保険の被扶養者の範囲は次の通りとされています。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人（同居を要件としない）
2. 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の①～③の人（同居を要件とする）
 - ① 被保険者の三親等以内の親族（1. に該当する人を除く）
 - ② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
 - ③ 前②の配偶者が亡くなった後における父母および子

◆年収 130 万円未満等の生計維持要件

「生計維持を維持されている人」とは、生計の基礎を被保険者に置くことをいい、次により判定されています。

- ①認定対象者が同一世帯の場合
認定対象者の年収が 130 万円未満(60 歳以上又は障害者の場合は 180 万円未満)、かつ、原則として被保険者の年収の 2 分の 1 未満であること
- ②認定対象者が同一世帯に属さない場合
認定対象者の年収が 130 万円未満(前同)、かつ、原則として被保険者からの援助(仕送り)による収入額より少ないこと。

◆被扶養者認定の留意点

ところが、上記の要件を満たさない者を被扶養者として申告してしまっていることにより、結果として本来保険給付を受けべきでない人が保険給付を受けてしまい、被保険者の保険料負担増の一因となってしまうことがあります。

具体的には、子が就職して被扶養者要件に該当しなくなってもそのままにしている場合、妻のパート収入が 130 万円を超えた場合、生計維持関係のない両親等を被扶養者に含めて申告していたりする等です。

◆被扶養者資格の再確認の実施について

協会けんぽでは、5 月末から 7 月末までの間、被扶養者資格の再確認を実施しており、今年度も 5 月末から順次、被扶養者のリストが事業主宛てに送られてきます。

再確認の対象となるのは、被扶養者のうち、「2013 年 4 月 1 日において 18 歳未満の被扶養者」と「2013 年 4 月 1 日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者」を除く人です。

リストが送られてきたら

- ① 該当被扶養者が現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているか確認のうえ、被扶養者状況リスト（2 枚目は事業主控）に必要事項を記入し、事業主印を押し、
- ② 確認の結果、削除となる被扶養者については、同封の被扶養者調書兼異動届を記入し、該当被扶養者の被保険者証を添付し、
- ③ ①および②を同封の返信用封筒にて提出します。

すると、協会けんぽで確認のうえ年金事務所へ回送され、年金事務所で扶養者調書兼異動届の内容審査および削除処理が行われ、被扶養者（異動）届の「控」が事業主宛てに送られてくることとなります。

4月1日から失業認定が厳しくなっています

◆基本手当の不正受給の実態

雇用保険の基本手当は、労働の意欲および能力を有しながら働くことができずに、求職活動を行っている方の生活の安定と早期再就職を促進するための給付ですが、いわゆる「不正受給」に当たるケースがあることが確認されています。

厚生労働省の発表によると、2005年から2009年までの間に4万件超の不正が確認されていますが、氷山の一角に過ぎないとも言われています。

基本手当等の給付は、被保険者等が負担する保険料によって賄われているものですので、当然、同省もこのようなケースを見過ごすことはできず、法改正等の対応により対策を講じており、件数が減少する傾向になっていましたが、リーマンショックの影響があった2009年度は前年度比で20%近く件数が増えています。

◆不正受給対策の内容

不正受給で多いケースは、基本手当を受給しているにもかかわらず、求職活動の実態がないケース、求職活動の結果、再就職できたにもかかわらず、その報告をしない

で基本手当を受給し続けるというケースが大半を占めます。

そのため、ハローワークでは失業認定申告書に具体的な求職活動の内容を記載させたり、申告書に書かれた企業等に実際に応募があったかどうかの確認をとったりして、求職活動の実態を調査しています。

また、不正受給が発覚した場合には「2倍返し」「3倍返し」させる等の厳しいルールを設けることで、不正受給を抑止する効果をねらっています。

◆本人確認の徹底

さらに、基本手当の受給を申請するときには、離職票のほか、本人確認書類（運転免許証や写真付き住民基本台帳カード等）や本人名義の通帳等を持参して受給資格の決定を受けた後、受給説明会等を経て、指定した口座に給付が振り込まれることとなります。

この本人確認について、今年4月1日より雇用保険法施行規則が改正され、受給資格決定時だけでなく、受給資格決定後においても、本人確認書類の提出を求めることができることとされました。

一般の受給資格者の基本手当給付日数（自己都合退職者等）

被保険者算定基礎期間 全年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

（就職困難者については、算定基礎期間1年未満の者150日、1年以上45歳未満300日・45歳以上65歳未満360日）

特定受給資格者等の基本手当給付日数（会社理由退職者等）

被保険者算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

●政府が最低賃金の引上げを検討

政府が最低賃金の引上げを目指す考えを示し、6月の成長戦略にも盛り込まれる見込みであることがわかった。低所得者の処遇改善につなげるのが目的で、引上げが大きな負担となる中小企業の支援策についても議論を進める方針。(4月24日)

●「国保運営は都道府県に」政府会議

政府の社会保障制度改革国民会議が医療・介護に関する議論の整理を行い、国民健康保険の運営について、「市町村」から「都道府県」に移管すべきとの意見で一致したことがわかった。2011年度における国民健康保険の実質収支は3,022億円の赤字で、運営の広域化により財政基盤を強めるのが狙い。(4月23日)

●育児休業「3年に延長」を提言

政府の産業競争力会議が女性労働力の活用についての提言を行い、現在は1年半まで認められている育児休業について、子どもが3歳になるまで取得できるようにすること等が盛り込まれた。政府が6月にまとめる成長戦略に盛り込まれる見込み。(4月19日)

●国交相が建設業団体に賃上げを要請

太田国土交通大臣は、建設業関連4団体の代表らと会談し、公共工事などに従事する作業員の賃金の引上げを要請した。人手不足の解消を図ることなどが目的で、大臣が建設業界に対して賃上げを直接要請するのは初めてのこと。(4月19日)

●「障害者雇用促進法改正案」を閣議決定

政府は、これまで身体障害者と知的障害者を対象としていた障害者雇用促進法について、2018年4月から精神障害者の雇用を企業等に義務付ける改正案を閣議決定した。「法定雇用率」については企業の負担を考慮して段階的に引き上げていく方針。(4月19日)

●事務処理ミスで1,300件の年金支給漏れ

厚生労働省・日本年金機構は、公的年金の記録を訂正する事務処理に関して約1,300件の誤りがあり、約10億円の支給漏れがあったことを発表した。機構が記録訂正時の事務処理手続を統一できていなかったことが原因で、支給漏れの件数は今後も増える見込み。対象者には7月から追加支払いを行う方針。(4月17日)

●70～74歳の医療費負担「引上げを検討」

安倍総理大臣は、現在は特例により「1割」に据え置いている70～74歳の高齢者の医療費窓口負担について、本来の「2割」に引き上げる考えを示した。衆議院予算委員会で示したもので、引上げの時期については明言しなかった。(4月17日)

●人口減少が過去最大の28万人

総務省が2012年10月1日現在の人口推計を発表し、総人口が1億2,751万5,000人(前年比28万4,000人減)となり、統計を取り始めた1950年以降において減少数・減少率ともに過去最大を更新したことがわかった。65歳以上の人口は3,079万3,000人だった。(4月17日)